**○中国地方整備局告示第二十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 鳥取市福部町湯山字宮代五七二番三から同市福部町湯山字森八九〇番一まで | 前 | 二一・〇〇～一二五・〇〇メートル |
| | 後 | 四六・〇〇～一六六・〇〇メートル　〇・六二四キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第二十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 鳥取市福部町湯山字宮代五七二番三から同市福部町湯山字森八九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年三月一日

**○中国地方整備局告示第二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第五十七号鳥取都市計画道路事業三・五・三号美萩野覚寺線及び三・三・五号祢宜谷賀露線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年中国地方整備局告示第五十七号の事業地のうち鳥取県鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田、字行水、字八本松及び字洲ヶ本地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

**○九州地方整備局告示第三十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　指定する道路の部分

| 区間 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|
| 姶良市加治木町日木山字船石六八四番一〇から同市加治木町反土字惣門一九八〇番三まで | 九・二九～五五・四五メートル　〇・三九七キロメートル |

四　指定する期日　平成二十五年三月一日

**○九州地方整備局告示第三十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

九州地方整備局長　吉崎　収

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十号 | 姶良市加治木町日木山字遊田五八七番二から同市加治木町反土字中川原二一九五番四まで | 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年三月二日

**○沖縄総合事務局告示第一号**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年三月一日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

登録小型船舶教習実施機関の名称　有限会社沖縄マリン

登録小型船舶教習事務所の所在地

（変更前）沖縄県那覇市曙２丁目４番２０号２Ｆ

（変更後）沖縄県那覇市港町１丁目１６番１号２Ｆ

# 官庁報告

## 国家試験

**平成25年度衆議院事務局職員採用試験公告**

平成25年度衆議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成25年3月1日　　衆議院事務局

1　試験の名称

(1)　衆議院事務局職員採用総合職試験（大卒程度試験）

(2)　衆議院事務局職員採用一般職試験（大卒程度試験）

(3)　衆議院事務局職員採用一般職試験（高卒程度試験）

(4)　衆議院事務局職員採用衛視試験

2　職務内容　衆議院の会議運営・調査に関する事務、一般事務及び衆議院内部の警察

3　採用予定人数

(1)　総合職試験（大卒程度試験）　若干名

(2)　一般職試験（大卒程度試験）　30名程度

(3)　一般職試験（高卒程度試験）　10名程度

(4)　衛視試験　６名程度

4　採用予定期日　平成26年４月１日

5　総合職試験（大卒程度試験）

(1)　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表(一)の２級１号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。

(2)　受験資格

イ　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者

ロ　平成４年４月２日以降生まれた者で次に掲げる者

a　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者

b　衆議院事務局がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第二条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。